

# 解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）

（無配当）

入院初期にかかる費用や、所定の三大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）による長期入院に備えるために

## 特長

### 1 I型・II型・III型からニーズに応じてお選びいただけます。

入院一時金に加え継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金をお支払いするI型・II型と、入院一時金のみお支払いするIII型があります。

I型とII型は入院一時金額の設定により継続入院給付金日額が異なります。また、それぞれの型により給付待機日数、継続入院給付金の支払限度が異なります。

型	日額割合*	給付待機日数	入院一時金額が10万円の場合	入院一時金額が5万円の場合	継続入院給付金の1入院支払限度
I型	0.05	20日	日額 5,000円	日額 2,500円	40日
II型	0.10	10日	日額 10,000円	日額 5,000円	50日
III型	日額割合および給付待機日数はありません。		—	—	—

\*入院一時金額に日額割合を乗じた金額が、継続入院給付金日額となります。

※III型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。

### 2 一生涯を保障する終身タイプと、一定期間を保障する定期タイプがあり、ニーズに応じてお選びいただけます。

### 3 簡単な手続きだけで、退院を待たずに入院一時金をお支払いします。

「入院一時金簡易支払サービス」により、簡単な手続きだけで、退院を待たずに入院一時金をお支払いします。

- ・お取扱いの対象となる契約・入院は、責任開始日(復活日・復旧日)から2年以上経過しているものとなります。
- ・入院一時金以外の入院給付金等はお取扱いの対象となりません。
- ・その他会社の定めるところによりお取扱いします。


### 4 在宅ホスピスケアなどにも対応した保障をお届けします。

退院時に余命6ヶ月以内と判断されており、退院後も病院または診療所以外において、症状緩和を目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けている(在宅ホスピスケアなど)ときは、退院後も継続して入院しているものとみなしてお取扱いいたします。I型・II型の場合、このお取扱いは、災害・疾病継続入院給付金の支払日数と通算し、1入院支払限度の日数分を限度とします。ただし、所定の三大疾病の治療を目的とする入院のときは、退院日の翌日からその日を含めて180日分を限度とします。

### 5 所定の高度障害状態や所定の身体障害の状態になられた場合、以後の保険料のお払込みは免除になります。

責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により会社所定の高度障害状態になられた場合や、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に会社所定の身体障害の状態になられた場合は、以後の保険料のお払込みが免除されます。

※所定の高度障害状態や所定の身体障害の状態、不慮の事故について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

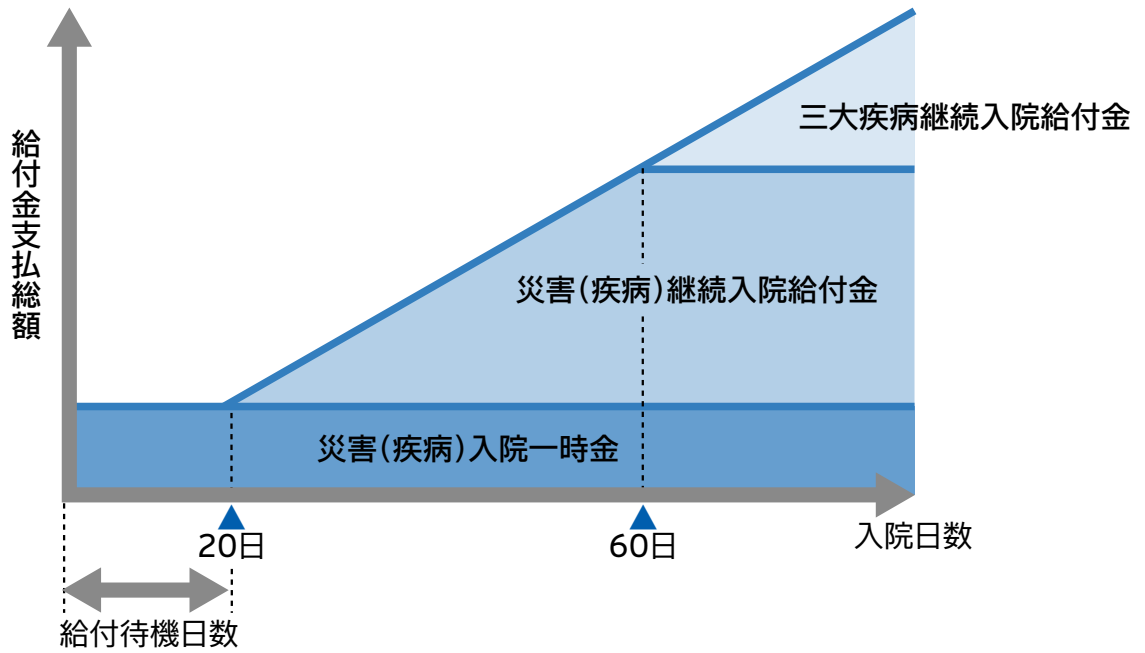
 ご検討にあたりましては、必ずP7の「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

愛をお預かりする、愛をお届けする。

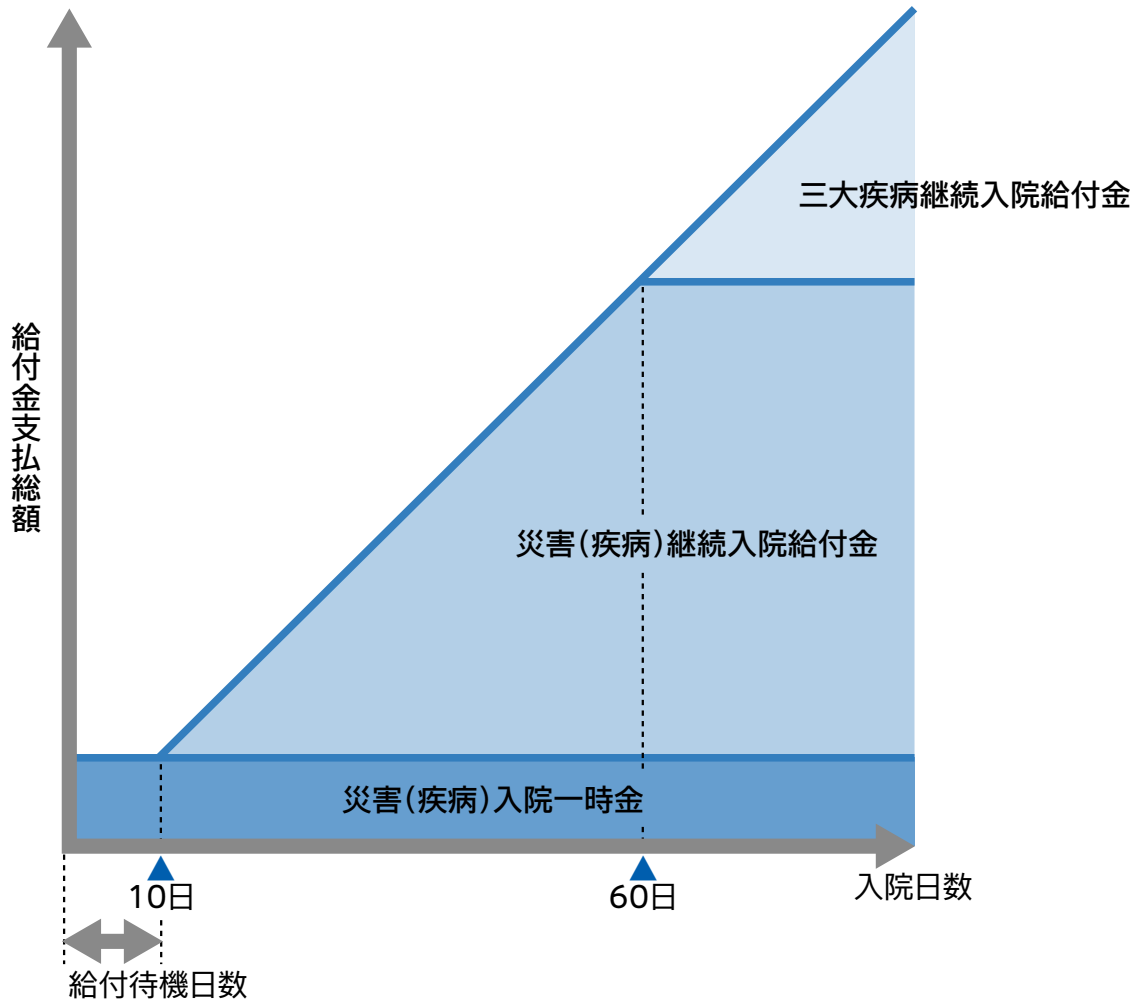


# 入院日数と給付金支払総額のイメージ

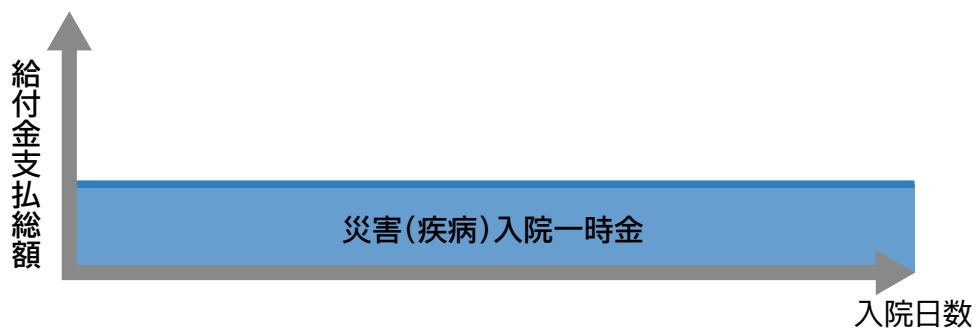
## < I 型 >



## < II 型 >



## < III 型 >



ご契約例

**I型** 契約年齢 ..... 35歳  
 保険期間 ..... 終身

保険料払込期間 ..... 65歳  
 入院一時金額 ..... 10万円

災害入院一時金*1	不慮の事故による傷害で2日以上継続して入院した場合 <b>10万円</b>	災害継続入院給付金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。 (災害入院一時金については、1回のお支払いにつき20日とみなして通算します。)
疾病入院一時金*1	病気で2日以上継続して入院した場合、または骨髄移植のための骨髄幹細胞の採取手術を直接の目的として入院した場合*2*3 <b>10万円</b>	疾病継続入院給付金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。 (疾病入院一時金については、1回のお支払いにつき20日とみなして通算します。)
災害継続入院給付金*1	不慮の事故による傷害で20日(給付待機日数)をこえて入院を継続した場合 <b>5,000円 × (入院日数 - 20日)</b>	1入院 40日支払限度 災害入院一時金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。
疾病継続入院給付金*1	病気で20日(給付待機日数)をこえて入院を継続した場合 <b>5,000円 × (入院日数 - 20日)</b>	1入院 40日支払限度 疾病入院一時金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。
三大疾病継続入院給付金	所定の三大疾病により、60日をこえて入院を継続した場合 <b>5,000円 × (入院日数 - 60日)</b>	1入院の支払限度はありません。 通算支払限度はありません。
死亡給付金	保険料払込期間中の死亡給付金はありません	死亡給付金 <b>10万円</b>

35歳 65歳

← 保険料払込期間 →

← 保険期間 →

終身

- \*1 「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のいずれかが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。ただし、通算支払限度に達した際に保険契約者から会社へこの保険契約を継続する旨の申出があったときには、会社の承諾を得て、三大疾病継続入院給付金等の保障を継続することができます。
- \*2 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)による疾病入院一時金のお支払いは保険期間を通じて2回(保険契約を更新した場合は、更新前後の保険期間を通じて2回)とし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合にはお支払いしません。
- \*3 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)による疾病入院一時金のお支払いは、責任開始日からその日を含めて1

年を経過した日以後に行われた手術を直接の目的とする入院をしたときにお支払いします。

- ※同一の不慮の事故により2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ※同一の病気などにより2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院一時金等が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※不慮の事故による傷害により事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、疾病入院一時金および疾病継続入院給付金のお支払いの対象となります。

給付金のお支払い例

**I型 入院一時金額:10万円 脳卒中により90日間入院された場合**

入院一時金	疾病継続入院給付金	三大疾病継続入院給付金	合計
<b>10万円</b> (入院一時金額)	<b>20万円</b> 継続入院給付金日額5,000円×40日* *入院日数90日-待機日数20日=70日となりますが、支払限度が40日のため	<b>15万円</b> 継続入院給付金日額5,000円×30日* *入院日数90日-60日=30日	<b>45万円</b>

ご契約例

II型 契約年齢 ..... 35歳  
 保険期間 ..... 終身

保険料払込期間 ..... 65歳  
 入院一時金額 ..... 10万円

災害入院一時金*1	不慮の事故による傷害で2日以上継続して入院した場合 <b>10万円</b>	災害継続入院給付金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。 (災害入院一時金については、1回のお支払いにつき10日とみなして通算します。)
疾病入院一時金*1	病気で2日以上継続して入院した場合、または骨髄移植のための骨髄幹細胞の採取手術を直接の目的として入院した場合*2*3 <b>10万円</b>	疾病継続入院給付金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。 (疾病入院一時金については、1回のお支払いにつき10日とみなして通算します。)
災害継続入院給付金*1	不慮の事故による傷害で10日(給付待機日数)をこえて入院を継続した場合 <b>10,000円×(入院日数-10日)</b>	1入院 50日支払限度 災害入院一時金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。
疾病継続入院給付金*1	病気で10日(給付待機日数)をこえて入院を継続した場合 <b>10,000円×(入院日数-10日)</b>	1入院 50日支払限度 疾病入院一時金とあわせて1,095日を通算支払限度としてお支払いします。
三大疾病継続入院給付金	所定の三大疾病により、60日をこえて入院を継続した場合 <b>10,000円×(入院日数-60日)</b>	1入院の支払限度はありません。 通算支払限度はありません。
死亡給付金	保険料払込期間中の死亡給付金はありません	死亡給付金 <b>10万円</b>

35歳 65歳 終身

← 保険料払込期間 →  
← 保険期間 →

- \*1 「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のいずれかが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。ただし、通算支払限度に達した際に保険契約者から会社へこの保険契約を継続する旨の申出があったときには、会社の承諾を得て、三大疾病継続入院給付金等の保障を継続することができます。
- \*2 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)による疾病入院一時金のお支払いは保険期間を通じて2回(保険契約を更新した場合は、更新前後の保険期間を通じて2回)とし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合にはお支払いしません。
- \*3 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)による疾病入院一時金のお支払いは、責任開始日からその日を含めて1

年を経過した日以後に行われた手術を直接の目的とする入院をしたときにお支払いします。

- ※同一の不慮の事故により2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ※同一の病気などにより2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院一時金等が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※不慮の事故による傷害により事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、疾病入院一時金および疾病継続入院給付金のお支払いの対象となります。

給付金のお支払い例

II型 入院一時金額:10万円 脳卒中により90日間入院された場合

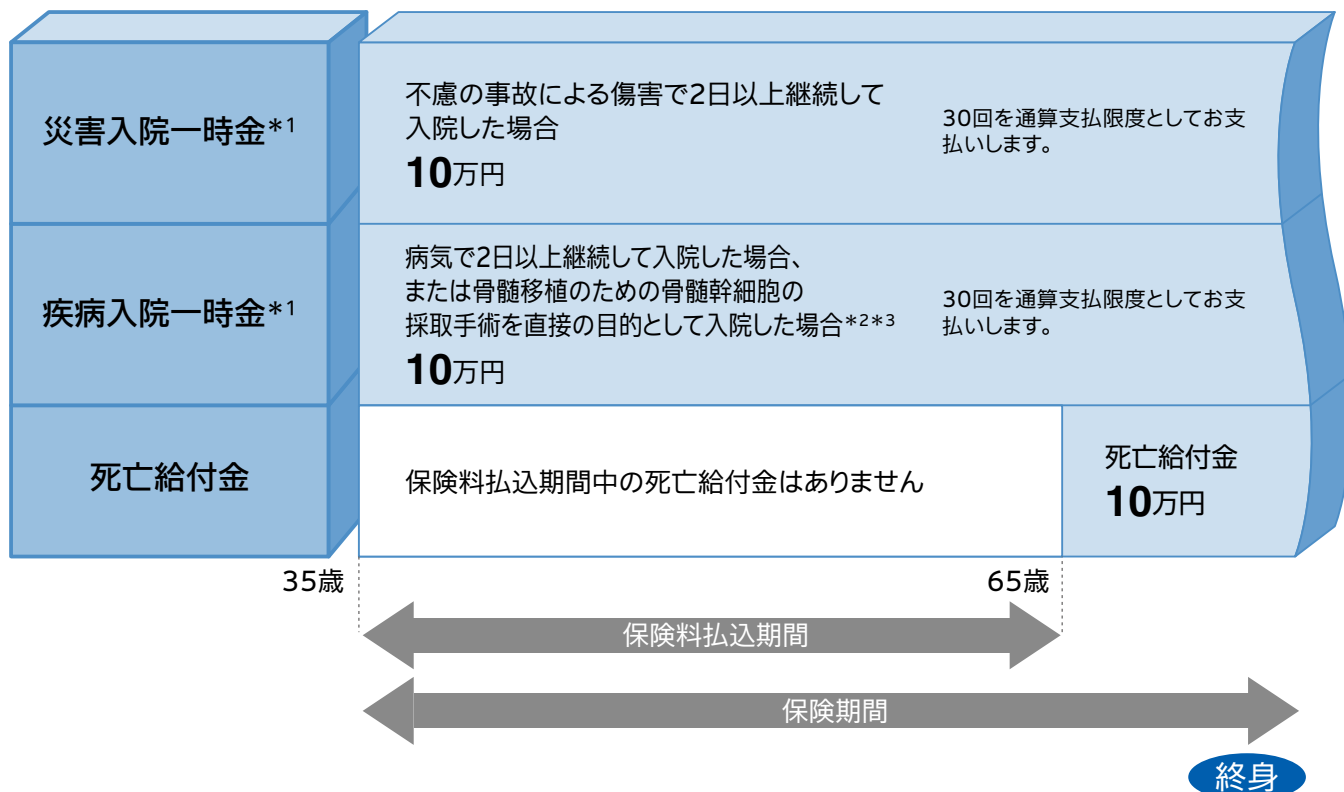
入院一時金	疾病継続入院給付金	三大疾病継続入院給付金	合計
<b>10万円</b> (入院一時金額)	<b>50万円</b> 継続入院給付金日額10,000円×50日* *入院日数90日-待機日数10日=80日となりますが、支払限度が50日のため	<b>30万円</b> 継続入院給付金日額10,000円×30日* *入院日数90日-60日=30日	<b>90万円</b>

ご契約例

Ⅲ型

契約年齢 ..... 35歳  
 保険期間 ..... 終身

保険料払込期間 ..... 65歳  
 入院一時金額 ..... 10万円



\*1 災害入院一時金または疾病入院一時金のいずれかが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。  
 \*2 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)による疾病入院一時金のお支払いは保険期間を通じて2回(保険契約を更新した場合は、更新前後の保険期間を通じて2回)とし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合にはお支払いしません。  
 \*3 骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)による疾病入院一時金のお支払いは、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術を直接の目的とする入院をしたときにお支払いします。

※Ⅲ型を選択した場合、継続入院給付金および三大疾病継続入院給付金はありません。  
 ※同一の不慮の事故により2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。  
 ※同一の病気などにより2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院一時金等が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。  
 ※不慮の事故による傷害により事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、疾病入院一時金のお支払いの対象となります。

給付金のお支払い例

Ⅲ型 入院一時金額:10万円 脳卒中により90日間入院された場合

入院一時金	疾病継続入院給付金	三大疾病継続入院給付金	合計
10万円 (入院一時金額)	疾病継続入院給付金はありません	三大疾病継続入院給付金はありません	10万円

# 保険料払込期間と死亡給付金・解約返戻金

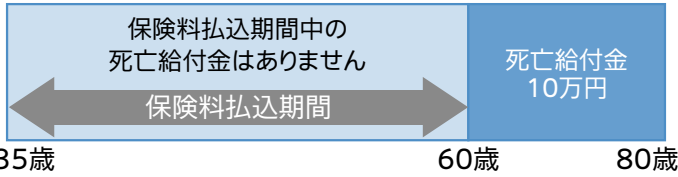
## ご契約例

契約年齢 …………… 35歳

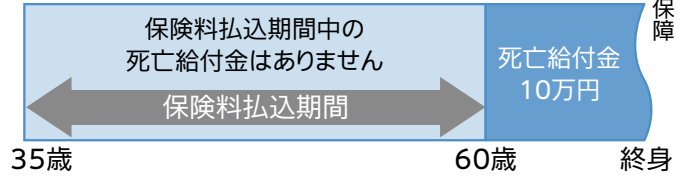
入院一時金額 …………… 10万円

### 短期払(死亡給付金)

定期タイプ(60歳払込・80歳満了)

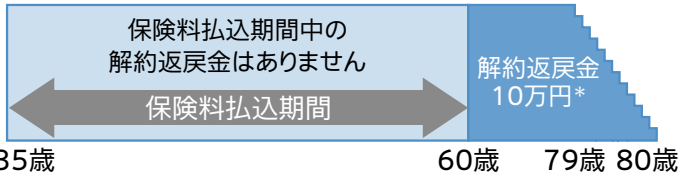


終身タイプ(60歳払込)

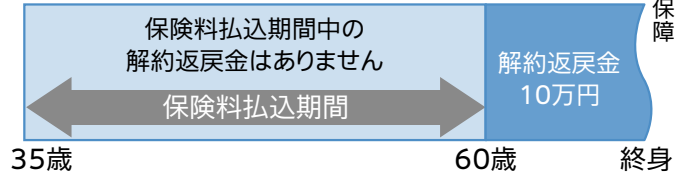


### 短期払(解約返戻金)

定期タイプ(60歳払込・80歳満了)

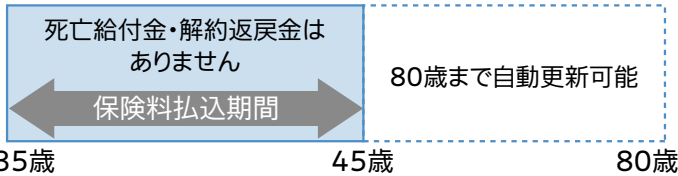


終身タイプ(60歳払込)

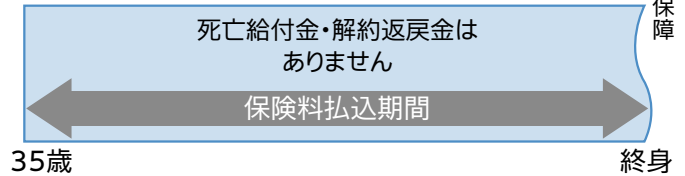


### 全期払(死亡給付金・解約返戻金)

定期タイプ(10年払込・10年満了)



終身タイプ(終身払)



\* 短期払の定期タイプでは、解約返戻金は入院一時金額と同額(保険期間の最終年度については、その経過した年月数により計算した金額)をお支払いします。この場合、保険期間満了時に解約返戻金は0になります。

## 給付金のお支払いについて

#### 災害入院一時金 (入院一時金額)

- この保険の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。
- 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、保険期間中に開始した入院であること。
- 保険期間中の入院日数が、2日以上継続した入院であること。日帰り入院はお支払いの対象となりません。
- 病院または診療所における入院であること。

#### 疾病入院一時金 (入院一時金額)

- この保険の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする入院、またはこの保険の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後、骨髄移植のための骨髄幹細胞の採取手術(末梢血幹細胞採取手術を含みます)を受けることを直接の目的とする入院であること。(自家移植を除く)
- 保険期間中に開始した入院であること。
- 保険期間中の入院日数が、2日以上継続した入院であること。日帰り入院はお支払いの対象となりません。
- 病院または診療所における入院であること。

#### 災害継続入院給付金 (継続入院給付金日額) × (入院日数 - 給付待機日数)

- この保険の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。
- 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内で、保険期間中に開始した入院であること。
- 保険期間中の入院日数が、給付待機日数をこえる継続した入院であること。
- 病院または診療所における入院であること。

#### 疾病継続入院給付金

(継続入院給付金日額) × (入院日数 - 給付待機日数)

- この保険の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする入院であること。
- 保険期間中に開始した入院であること。
- 保険期間中の入院日数が、給付待機日数をこえる継続した入院であること。
- 病院または診療所における入院であること。

#### 三大疾病継続入院給付金

(継続入院給付金日額) × (入院日数 - 60日)

- この保険の責任開始期以後に発病した所定の三大疾病の治療を直接の目的とする入院であること。
- 保険期間中に開始した入院であること。
- 保険期間中の入院日数が、60日をこえる継続した入院であること。
- 病院または診療所における入院であること。

#### 死亡給付金(短期払の場合のみ)

(入院一時金額)

- 保険料払込期間中は死亡給付金がありません。保険料払込期間満了後、保険期間中に亡くなりになった場合は死亡給付金をお支払いします。

#### 解約返戻金(短期払の場合のみ)

- 保険料払込期間中は解約返戻金がありません。保険料払込期間満了後は所定の解約返戻金があります。

※各給付金のお支払事由につきまして、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## ⚠️ご契約に関する注意事項

- この商品を保険料払込期間中に解約された場合、解約返戻金はありません。
- 「定期タイプ」(全期払)は自動更新します。
  - ・保険期間の満了日の2週間前までに、継続しない旨をご通知をいただかない限り、会社所定の取扱範囲内で保険契約は自動的に更新され、継続いたします。
  - ・更新後の保険料は更新日における被保険者の年齢、保険料率等により新たに定めます。
  - ・更新後の保険期間の満了日の翌日において、被保険者の年齢が80歳をこえる場合等、この制度が適用されない場合もあります。
  - ・更新後の入院一時金額は、更新前と同一になります。
  - ・更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものととして、給付金のお支払い、給付金の支払限度、保険料の払込免除および告知義務違反による解除についてお取扱いたします。
- I型およびII型を選択された場合の「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」の通算支払限度は、支払日数を通算して1,095日(入院一時金については、I型は1回のお支払いにつき20日とみなし、II型は1回のお支払いにつき10日とみなします)です。
- III型を選択された場合の「災害入院一時金」または「疾病入院一時金」の通算支払限度は、支払回数を通算して30回です。
- 三大疾病継続入院給付金については、通算支払限度はありません。
- 入院一時金をお支払いすることにより通算支払限度をこえる場合、通算支払限度をこえる部分を削減した額を入院一時金としてお支払いします。
- 「災害入院一時金および災害継続入院給付金」または「疾病入院一時金および疾病継続入院給付金」のいずれかが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。ただし、保険契約の型がI型またはII型の場合、通算支払限度に達した際に保険契約者から会社へこの保険契約を継続する旨の申出があったときには、会社の承諾を得て、次のとおりとします。
  - ・入院一時金および継続入院給付金については消滅します。
  - ・三大疾病継続入院給付金、保険料払込免除および死亡給付金(短期払の場合のみ)については保障を継続することができます。なお継続する場合、保険料に変更はございません。

### ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

### 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**疾病・医療保険(解約返戻金抑制型入院保険(一時金給付型))**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」を一読いただき、告知書へご記入ください。

### ■取引時確認について

ご契約のお申込みの際には、お客様の本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

### ■個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

### ■記載の取扱いについて

記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>  
保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記またはライフプランナーへお電話ください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)  
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください